

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会

会長 木村 義恭

令和2年度補正予算に関わる新型コロナウイルス感染拡大防止策内にて教育・福祉施設等における感染症拡大防止策についてご対応いただき、感謝申し上げます。

更なる制度および保育の質、保育教諭の環境整備や安心して保育に従事できるように次の内容について協議実施くださいますようお願い致します。

○ 保育教諭の社会的地位の向上について

人類がはじめて経験する新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う非常事態宣言下において、必要な衛生管理用品の入手も困難である中、危険な状況下でも医療従事者、ライフラインに携わり勤務する保護者を支え、保育を安定的に提供し続けていた保育教諭の存在を私達は誇りに思います。

その中で保育教諭等に対する社会的環境の整備や地位の確立向上に取り組んでいただきけることで保育教諭不足への対応策となるとも考えます。

○ キャリアアップ研修の実施要件について

令和元年6月24日に発出された「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」では、研修に対する様々な対応が示されているところですが都道府県ごとに対応に大きな差異が見受けられます。

令和2年度に入り、都道府県ごとに新型コロナウイルスに対応する研修要件が示されていますが開催規模に制限が有り、受講希望者のニーズに十分対応できるとは言い難い状況にあります。

既に北海道や高知県等で実施されている「eラーニング」等の配信や視聴型の研修を積極的に展開していく事ができるよう、5年後見直しに係る対応方針4(8)の対応方針でも記載されているように都道府県への更なる働きかけをお願いいたします。

○ 「ペアレンツハラスメント」について

園や保育教諭に対する「暴言」や「恫喝」また、執拗以上に過度な要求をする保護者の事例が多く寄せられています。園と保護者の信頼関係を築くことは必要であり、園には説明責任がございますが、苦情の中には偏った、あるいは主張される方みのルールなどから対応が困難な場合も存在しております。保育教諭の中には、その対応により精神的負担が掛かり、離職に繋がる場合も発生していることを十分に認識していただくようお願いいたします。

○ 5年後見直しに係る対応方針4（6）土曜における共同保育について

標記に関しては対応方法として他の施設等と共同保育を実施している場合は減算調整の対象としない取り扱いを継続頂いておりますが、合同保育を実施する対象施設の範囲や組み合わせは子ども子育て支援法に謳われる、給付対象施設や企業主導型保育事業施設同士の組み合わせでも減算調整の対象とならないという捉え方で宜しいでしょうか。

以上